宮城県職業能力開発審議会の概要

1 審議会の設置について

(1) 設置根拠

職業能力開発審議会条例(昭和 44 年 10 月 15 日宮城県条例第 29 号)職業能力開発促進法第 91 条(昭和 44 年 7 月 18 日法律第 64 号)

(2)目的

県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに 関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること

(3)構成

①委 員 · 学識経験のある者 5人

・関係労働者を代表する者 3人

・関係事業主を代表する者 3人

②特別委員 ・関係行政機関の職員 1人(必要に応じ設置)

(4)任期

委員、特別委員ともに2年

(任期は令和6年7月1日から令和8年6月30日まで)

2 これまでの開催実績について

• 令和元年度

(R 1. 6.13) (視 察) 白石・大崎高等技術専門校視察

(R 1. 7.18) (視 察) 石巻・気仙沼高等技術専門校視察

(R 1.12.12) (審 議) 県立高等技術専門校の整備のあり方について

(R 2. 1.23) (審 議) 県立高等技術専門校の整備のあり方について

(R 2. 2.20) (審 議) 答申案について

• 令和2年度

(R 2. 4.24) (書面開催) 答申案について

(R 2. 7.29) (審 議) 答申案について(答申書決定)

(R 2. 7.30) (答 申) 県立高等技術専門校の整備のあり方について >

(R 2.11.25) (審 議) 県立高等技術専門校再編整備基本計画(中間案)について

• 令和3年度

(R 3. 7.15) (諮 問) 第11次宮城県職業能力開発計画について

(R 3.11.10) (審 議) 第11次宮城県職業能力開発計画(中間案)について

(R 4. 1.12) (審議·答申) 第11次宮城県職業能力開発計画(最終案)について

(R 4. 3.23) (審 議) 県立高等技術専門校整備実施計画(案)について

令和4年度

(R 5. 1.26) (審 議) 第11次宮城県職業能力開発計画の取組状況について

· 令和 5 年度

(R 6. 1.24) (審 議) 第11次宮城県職業能力開発計画の取組状況について